



人の世に熱あれ 人間に光りあれ !!

発行人 牧坂秀敏・小宮 豊

人権相談員便り [結び]

あなたの人権は保障されていますか？ 一人で悩まずにお気軽にご相談ください。

かけがえのない人生の完成期(終末期)をどのように迎えるか？「エンディングノート」、そして「遺言書」

「終活」について考える



◆「エンディングノート」のすすめ

「女性の平均寿命は世界一、男性も過去最高。そんな長寿大国の日本で今盛んなのが『終活（人生の終わりに向けた活動）』です」などとテレビなどで取り上げられ、「終活」ブームの到来と言われはじめたのは2012～13年頃です。

当時、千葉県松戸市の団地での取り組みが注目を集めました。「松戸市の常盤平団地では、住民のおよそ40%が65歳以上の高齢者で、1年に10人前後が誰にも看取られず独りで亡くなっています。亡くなった後に家族や周りの人たちがどう対処しているか戸惑うケースが出ていることから、お年寄りが生前に自らの希望を記録して残しておくためのノートを、地元のNPOがこのほど作成しました」と報じられました。いわゆる、「エンディングノート」と言われるものです。

この団地では、まさに必要に迫られて取り組まれたのですが、超高齢化がすすみ、単身高齢世帯の増加が著しい今日、そのニーズはますます高まっているといえます。

市販の「エンディングノート」などには、生前の主に医療や介護・財産管理や死後の葬儀・遺産相続についての希望、「自分史」などを書き込む欄が項目ごとに設けられています。

自らの希望を書いておくことによって、将来自分が意思表示できない状態になったとき、医療(延命治療など)や介護で自分の希望をかなえてもらうためだけでなく、家族が手続きをするときに困

らないようにするためです。

一方で、エンディングノートを書くという行為は、人生の来し方行く末、いわばそれぞれの人生の意味を見つめ直し、かけがえのない残りの人生を心おきなく充実したものとして過ごすために何をなすべきかを考える機会でもあると思います。

ところで、注意しなくてはいけないのは、「エンディングノート」には法的効力はありません。

たとえば、遺産相続などは、公証役場などで正式な遺言書を作成しておくことで安心です。

◆遺言書を書いておいた方がいいケースとは？

では、遺言書を書いておいた方がいいのはどういった場合でしょうか。

(1) 子どものいない場合

夫が亡くなると、妻が全財産を相続できるかといえばそうではありません。夫に兄弟姉妹がいれば、妻の相続分は4分の3で、残りの4分の1は夫の兄弟姉妹にいくことになります。夫が「全財産を妻に相続させる」と遺言しておくことで、妻が全財産を取得できます。

(2) 法定相続人以外の人に財産を分けたい場合

長男死亡後も、その妻が亡夫の親の世話をしている場合、妻は相続人ではないので、遺言せずにその親が死亡すると、遺産は亡夫の兄弟姉妹が相続して、妻は何ももらえません。このような場合には、亡夫の親としては、遺言で相応の財産を亡夫の妻に贈与しておく必要があります。内縁の配偶者も相続人ではないので、同様です。

(3) 再婚している人で前の配偶者との間に子どもがいる場合

たとえば、先妻の子と後妻の間には血縁関係が

なく、遺言できちんと財産分けをしておかないと遺産分割で争いが起こりがちです。

（4）相続人がまったくいない場合

この場合は、遺産は特別な事情がない限り、国庫に帰属します。そこで、親しい人や世話になった人にあげたいとか、社会福祉法人・教会・寺などに寄付したいという場合には、その旨遺言しておく必要があります。

◆「自筆証書」と「公正証書」のちがい

遺言書には一般的には2種類あります。自分で作成する「自筆証書遺言」と公証役場で作成する「公正証書遺言」です。

◎自筆証書遺言

自筆証書遺言は、全文を自分で書き、作成の日付を記入して署名押印する必要があります。誰にも知られずに作成でき、費用がほとんどかからないというメリットはありますが、①家庭裁判所での「検認手続」が必要で、②書き方や内容に不備があると無効になったり、③遺言の効力について後日争いになる可能性が高くなったりします。④障害などで文字を書けない人は作成できません。とくに、「検認手続きの申し立て」には、申し立て人・相続人全員の戸籍謄本、遺言者の戸籍（出生時から死亡までのすべての戸籍謄本）などを揃えなければならず、手間がかかります。

◎公正証書遺言

一方、公正証書遺言は、公証人が遺言する人の話を聞いて作成するものです。従って、最大のメリットは、法律の専門家である公証人が作成するので、法律の不備もなく、その効力を争われることもなく、家庭裁判所の検認手続も不要です。

また、遺言者が口述したものを公証人が筆記しますので、障害などで文字を書けない人でも作成できます。公正証書の原本は公証役場で半永久的に保存されるので、紛失や偽造の恐れは少なく、安全に保管できます。

ただし、作成にあたっては、証人2人の立会いが必要です。未成年者、相続人・受遺者並びにその配偶者や直系の血族は証人になれません。逆にいえば、親しい友人などに依頼して証人になってもらうことができます。

また、費用もかかります。財産が100万円以下なら5000円、5000万円超～1億円以下なら4万3000円が証書の手数料の額となります。ただし、目的の価額の合計額が1億円までの場合は、1万1000円を加算することが定められています。

公証人手数料令（平成5年政令第224号）

目的の価額	手数料
100万円まで	5000円
200万円まで	7000円
500万円まで	11000円
1000万円まで	17000円
3000万円まで	23000円
5000万円まで	29000円
1億円まで	43000円

公正証書遺言作成に必要な資料は次の通りです。

- ①遺言者の印鑑証明書（発行後3カ月以内）1通。
- ②遺言者と相続人の続柄が分かる戸籍謄本・除籍謄本等。
- ③相続人以外の者に遺贈する場合には、その者の住民票。
- ④相続させ又遺贈する財産が不動産の場合には、土地・建物の登記事項証明書及び固定資産評価証明書。不動産以外の財産の場合には、それらを記載したメモ。

なお、証人を自分で準備する場合には、その者の氏名・住所・生年月日・職業を記載したメモを持参します。詳しくは、最寄りの公証役場にご相談ください。本文は、「公正証書 遺言のしおり」（日本公証人連合会）を参考に書きました。

◆家族などに思いを託すために…

ウェブサイトを見ると、「公正証書遺言に強い弁護士」とか、「司法書士」が「遺言書作成します」と謳っていますが、遺言者本人が直接公証役場に行って相談するなかで、公正証書遺言書は作成できます。決して難しいものではありません。遺言者本人がどういう遺言を残したいかを明文化していくわけですから、当たり前と言えば当たり前。家族などに思いを託すために、のちのち、遺産などをめぐる争いを防ぐために、ご検討ください。